

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	森井建設株式会社	代表者氏名	森井 大治
主たる営業所の所在地	岐阜県岐阜市河渡1丁目144番地		
許可番号	岐阜県知事(般-30)第102008号	許可を受けている建設業の種類	建築一式・大工・内装仕上 工事業

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和4年3月24日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第6号該当)		
処分の内容(営業の停止)			
1 停止を営業を命じる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業 (注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。			
2 停止期間 令和4年3月25日から令和4年3月31日までの7日間			
処分の原因となった事実	無許可業者との下請契約の締結		
建設業法(昭和24年法律第100号)の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2に定める軽微な建設工事に該当しない工事の請負契約を締結した。このことが、建設業法第28条第3項(同法第1項第6号該当)に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			